

令和6年12月24日

【照会先】

静岡労働局総務部総務課

総務課長 田村 愛

総務企画官 大嶽 欣也

電話 (054)254-6325

報道関係者 各位

非違行為者に対する懲戒処分について

静岡労働局（局長 ささ まさみつ 笹 正光）は、静岡公共職業安定所職員について、以下の非違行為を理由に、非違行為者に対し、国家公務員法に基づく懲戒処分を行いましたので、概要をお知らせします。

1 概要

被処分者は、令和6年9月11日午前1時43分頃、飲酒後に自家用車を運転し、名古屋市中村区の交差点にて右折した際、対向車線を直進してきたバイクに気づかず衝突し、バイクの運転手に傷害を負わせた上、同人を救護する等の必要な措置を講じず逃走したものの。

2 処分年月日

令和6年12月24日

3 被処分者の所属及び処分量定

所属 静岡公共職業安定所

処分量定 免職

4 再発防止策

静岡労働局では、各所属長に対し、令和6年12月24付けで、嚴重注意喚起として、職員が飲酒・ひき逃げ事故を発生させ逮捕・起訴されたことについて周知し、法令遵守及び公務員として信用の失墜をすることのない行動の徹底を指示した。

今後も、各種会議等の機会に綱紀粛正の保持に関して継続的に指示し、職員個々の意識の徹底を図ることとしている。